

野生の大型獣(クマ・イノシシ・サル・ニホンカモシカ・ニホンジカ)を

目撃した場合

回答

- 1 刺激しない
- 2 近づかない
- 3 餌を絶対に与えない

大型獣を目撃した場合は以下の連絡先までご連絡ください。

「クマ」の目撃情報は松本警察署(代表) 0263-25-0110・松本地域振興局林務課(代表)
0263-47-7800・松本市役所森林環境課(0263-78-3003)

できましたら以下の内容をお伝え下さい

- ・目撃日時、場所、大きさ、頭数など
- ・移動している場合は異動の方向 等

「イノシシ」「サル」「ニホンジカ」の目撃情報は

- ・農業被害の場合は松本市役所農政課(0263-34-3222)
- ・市街地で目撃した場合は松本警察署(代表) 0263-25-0110・松本地域振興局林務課(代表) 0263-47-7800・松本市役所森林環境課(0263-78-3003)

できましたら以下の内容をお伝え下さい

- ・目撃日時、場所、大きさ、頭数など
- ・移動している場合は異動の方向 等

「ニホンカモシカ」

帰巢本能がありますので、暗くなると山林へ戻ります。街中まで下りてくることがありますが、近づかずにそっとしておいてください。人通りが多い場所で目撃した場合は松本市役所文化財課(0263-34-3292)(内線3142)までご連絡ください。



ニホンカモシカ

特別天然記念物



ニホンジカ

まちなかで野生動物(タヌキ・アナグマ・イタチ等)を目撃した場合

回答

- 1 刺激しない
- 2 近づかない
- 3 餌を絶対に与えない

松本市では、駆除や追い払い等の対応は行っておりません。元々、中山間地に生息していましたが、最近はまちなかにも出没しています。見かけても刺激を与えるような行動はとらず、近づかないようお願いします。(基本的におとなしい種類の動物ですが、野生の動物は身の危険を感じると攻撃してくる場合があります。

【特定外来生物】

近年、アライグマを見たという報告をいただいております。アライグマ等特定外来生物を見つけた場合は

松本地域振興局環境・廃棄物対策課 電話番号：(代表) 0263-47-7800 へご連絡をお願いします。

ムクドリによる被害

ムクドリが市街地に集まり大集団になることで、ねぐら周辺での鳴き声による騒音、フン害による汚損・悪臭などがあります。

ムクドリ対策

ムクドリは「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により、むやみに捕獲したり処分したりすることは禁じられているため、

大集団化させないようにすること、ねぐらとして住み着かないようにすることが重要です。

寄せ付けないために

防鳥ネットや不要な CD 等の防除グッズを活用して追い払う。

ねぐらとなる樹木の剪定、またはネットにより樹木を覆う。

ムクドリが増えてしまうため餌やりをしない。

電線・電話線に止まる場合は、下記にご相談ください。

中部電力パワーグリッド長野支社 (電話 0120-984-385)

電話線は、NTT 東日本 (電話 0120-444-113)

カラスによる被害

ねぐら周辺での鳴き声による騒音、フン害による汚損・悪臭、ごみ集積所でのごみ漁り、農地での果実への食害など農作物への被害があります。

カラス対策

昼間は農地などを餌場にし、夕方から松本駅周辺を中心市街地などにカラスの集団ねぐらがつくられています。

カラスは「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により、むやみに捕獲したり処分したりすることは禁じられているため、

大集団化させないようにすること、ねぐらとして住み着かないようにすることが重要です。

寄せ付けないために

巣をつくらせないように、巣の材料となる針金ハンガーなどを放置しない。

ムクドリ・カラス対策について (ねぐら対策)

ムクドリ対策は、鳥の個体数を減らすものでないことから、人が追い払うとムクドリが集団で他の地区に移動してしまうなど、なかなか抜本的な対策が見出せない状況にあります。

まずは、個人で手をたたいたり大きな音を出して鳥を脅かしていただくことから始めていただき、隣組や地区・自治会など地域ぐるみで追い払いなどのムクドリ・カラス対策を継続的に実施していただくことが重要になりますので、地域住民の皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。

敷地内に野生鳥獣が侵入した(巣を作った) 場合の対応について

(獣や鳥)

野生鳥獣については、爪や牙が鋭利なものもあり、普段おとなしくても、危険だと感じると攻撃してくる場合もあります。また、細菌や寄生虫、※癬(かいせん)等の感染症を保有している場合があるため、むやみに触ったり、近づかないようにしてください。素手で触った場合は石けんなどでよく洗ってください。また、ご自身がケガをした場合はすぐに医療機関に受診をお願いします。(費用は自己負担になります。)

※癬(かいせん)とは、ヒゼンダニ(疥癬虫)が皮膚の角質層に寄生することにより生じる皮膚感染症です。

原因を検討する

敷地内に獣を誘引する物はありませんか？(家庭菜園、果樹、コンポスト等)

- ・環境整備(えさ場をなくす)
- ・侵入防止対策

生活被害等の場合被害者が自身で捕獲を申請することもできます。

捕獲しようとする鳥獣の種類により申請先が異なります。

松本地域振興局林務課(代表) 0263-47-7800又は、松本市役所森林環境課(0263-78-3003)へ相談してください。

さらに

・家屋に浸入・住み着いている場合 (獣)

「動物の場合」(「タヌキ」「アナグマ」「ハクビシン」「イタチ」「アライグマ」等)

松本市では野生動物の捕獲・駆除は行っておりませんので、ご自身で捕獲するか専門業者にご相談ください。専門業者については「タウンページ」の「消毒業」の欄を参照するかインターネットで検索してください。(費用は自己負担になります。)

個人にて、ハクビシン等による農作物被害や屋根裏に住み着くなどの生活環境被害が発生している場合に、松本市では有害鳥獣捕獲許可と捕獲用箱わなを貸し出しております。

<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/74/3167.html>

なお、野生鳥獣の捕獲には許可が必要ですので、許可については松本地域振興局林務課(代表) 0263-47-7800又は、松本市役所森林環境課(0263-78-3003)へ相談してください。

・庭先、畑等で見かけた場合（獣）

松本市では野生動物の捕獲・駆除は行っておりません。住み着いていない場合は、物理的に侵入経路を塞ぐか、忌避剤等を使用し、追い払いをお願いします。忌避剤についてはホームセンター等で購入でき、動物の嫌がる匂いや刺激を発するものです。匂いや刺激については、人が不快に思うものもありますので、使用する場合は用法・用量を守り、周辺への配慮をお願いします。



ハクビシン

・家屋や敷地内に巣を作った場合（鳥）

「鳥の場合」（「カラス」「ハト」「スズメ」「ムクドリ」等）

松本市では個人の敷地内の野鳥の巣の撤去は行っておりません。また、鳥獣保護管理法により、卵やヒナがいる場合、巣の撤去はできません。巣立ちまで暖かく見守ってください。

卵やヒナがない場合の、巣の撤去については、ご自身で撤去するかまたは専門業者に依頼することになります。専門業者については、「タウンページ」の「消毒業」の欄を参照または、インターネットでご検索し、相談してください。（費用は自己負担になります。）

原因を検討する

- ・環境整備（枝払いを行う）
- ・侵入防止対策（ネット網など侵入させない工夫をする）

巣を作らない対策をお願いします。



野鳥のヒナを発見したときの対応について（鳥）

松本市では敷地内の野鳥のヒナの対策は行っておりません。

野鳥のヒナが地面に落ちていても拾わないでください。

巣立ちしたばかりのヒナはうまく飛べない場合があります、地面に降りていることもあります。近くで親鳥が見守っている場合が多いので、そのままにしてください。

道路等危険な場所であり、やむを得ず移動させる場合は近くの木陰等に移してあげてください。もしも持ち帰ってきてしまった場合も、拾った場所に戻してください。

※素手では触らないでください（手袋着用のこと）



カラスが危害を加えるのですがどうしたらいいでしょうか。

カラスが人に危害を加えようとするときは、6月～7月の繁殖期に巣が近くにある場合が多いようです。そのような場所にはなるべく近寄らないようにしてください。巣の付近を通らなければいけない場合は傘などで身を守りながら通過してください。



死亡した野鳥を発見した場合の対応について

死亡野鳥を発見したときに、鳥インフルエンザによる死亡が疑われる場合（見たこともない大きな鳥や、たくさんの鳥等）は、直接素手で触らないで、以下の内容を下記へ連絡してください。

○長野県林務部野鳥における鳥インフルエンザについて

<https://www.pref.nagano.lg.jp/yasei/sangyo/ringyo/choju/toriinflu.html>

○長野県農政部高病原性鳥インフルエンザに関する情報

<https://www.pref.nagano.lg.jp/enchiku/sangyo/nogyo/chikusan/influ/index.html>

○環境省高病原性鳥インフルエンザに関する情報

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html

○厚生労働省鳥インフルエンザについて

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144461.html>

- ・野鳥の種類
- ・死亡羽数
- ・発見場所
- ・発見者の連絡先

松本地域振興局林務課（代表）0263-47-7800 へ連絡をお願いします。

なお、鳥インフルエンザによる死亡が疑われないケース等は、燃えるゴミになります。



野生鳥獣への餌付けについて（獣や鳥）

野生鳥獣への餌付けは人にとっても野生鳥獣にとっても悪影響になります。

エサを与えると人に馴れてしまい、自分でエサを取らなくなり、自然界で生き残っていきなくなります。また、人に馴れた動物が集まり、鳴き声や糞などにより生活環境に被害をもたらします。

鳥インフルエンザ等の人獣共通感染症の拡大や伝播につながる恐れもあります。



ケガをした野生鳥獣を発見した場合の対応について（獣や鳥）

松本市では野生動物の保護は行っておりません。

野生鳥獣はペットとは異なり、自然の生態系の中で生活しています。そのため、他のいきものに襲われたりすることは自然の摂理です。ケガをした野生鳥獣を発見した場合は以下の対応をお願いします。

・ケガをした野生鳥獣を発見しても近づかないでください。

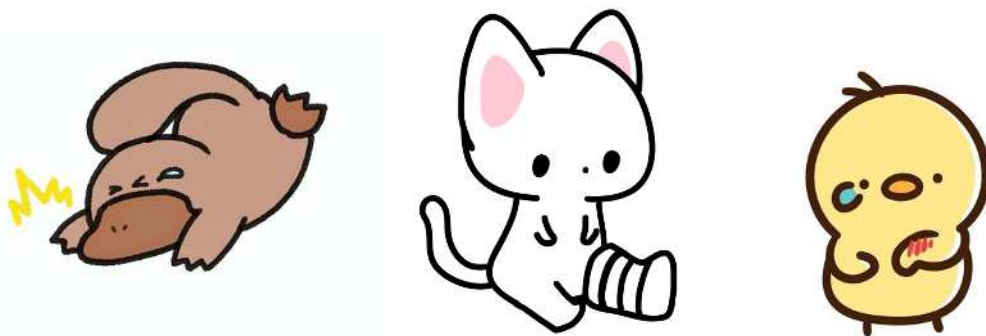
・ケガをしていても自力で動ける場合や、生きているが動けない（衰弱している）場合も、そのままそとしておいてください。

＊【保護対象外のいきもの】

「1」爬虫類・両生類・魚類

「2」ペットなどの飼育動物

「犬」や「猫」などの飼育動物が負傷している場合は、松本市役所食品・生活衛生課（0263-40-0706）までお願いします。また、国内に生息しないその他ペット（ワニ、トカゲ、インコ等）については松本警察署（代表）0263-25-0110にご連絡ください。



ヘビ等(その他爬虫類・両生類)の対応について

「ヘビ」

ヘビの駆除について、ご相談いただくことがありますが、松本市ではヘビの駆除や追い払い等
は行っておりません。ヘビ等様々ないきものが街中にいるのは、松本市の自然の豊かさを現し
ています。刺激したり、捕獲したりしようとせず、距離をとってその場から離れてください。
どうしても駆除したい場合は、ご自身で駆除するか「タウンページ」の「消毒業」の欄を参照また
は、インターネットでご検索し、専門業者にご相談ください。(費用は自己負担になります。)



「その他爬虫類・両生類」

その他の爬虫類について、「カメ」「トカゲ」「カエル」等ご相談いただくことがございますが、松
本市では捕獲や駆除等は行っておりません。

また、国内に生息しないペット(国内に生息していないワニ、トカゲ等は、ペットとして輸入され
ている可能性がある)は、警察にご連絡ください。

松本警察署(代表) 0263-25-0110



【問い合わせ先】

野生動物の（農業被害）

防除に関すること

松本市産業振興部

農政課経営支援担当 0263-34-3222

野生動物の

捕獲に関すること

松本市環境エネルギー部

森林環境課森林整備担当 0263-78-3003

※なお、猟銃等の所持許可については、住所地を管轄する各警察署にお問い合わせください。